秋田県林業普及冊子 No.26

森林管理入門

～初めて森林を引き継いだ方に贈る～

秋田県林業研究研修センター

～ 目 次 ～

はじめに …… 1

第１章　森林にたどりつく　～所在地の確認方法～
1　どんな資料をお持ちですか？ …… 2
2　揃えておきたい資料 …… 2
3　現地に行こう！ …… 8

第２章　森林を生かす　～管理のための情報収集～
1　情報収集のポイント …… 10
2　森林管理の相談相手 …… 10
3　現地で確認すべきこと …… 15
4　森林整備のスケジュール …… 22

第３章　森林を引き継ぐ　～森林の相続・贈与と税金～
1　気になる税金 …… 25
2　森林を引き継ぐときに覚えておきたい税 …… 25
3　引き継ぐときの相談相手 …… 30

おわりに …… 31

は　じ　め　に

秋田県は民有林のスギ人工林面積が全国１位（H27年度)、スギの素材生産量が全国２位（H27年度)、高性能林業機械の保有台数が全国３位（H27年度）といったように日本有数の林業県です。しかし、個々の森林所有に目を向けると３ha以下の森林所有者が60%（平成27年度）と零細な所有構造となっており、恒常的な仕事につきながら森林を所有されている方の割合が年々増加しています。中には、仕事や家族の都合により、所有している森林から遠く離れた場所に居住している方もいらっしゃることでしょう。こうした状況を反映してか、近年、相続等により期せずして森林を所有することになった方から、「森林管理についてどうしたらよいかわからない」といった相談がいくつか寄せられるようになりました。

初めて森林を所有する方でも森林管理に取り組むことができ、森林所有者であることを楽しむことができるような入門書の必要性を感じ、本冊子を作成しました。現に森林を所有されている、もしくは相続等で森林を所有するかもしれない方を想定し、森林や林業に関する知識や情報について自信がない、まわりに頼れる林業関係者がいない方にも役立つような内容となるよう、心掛けて作成しております。

第１章、第２章では森林の所在地と基本情報を収集し、得られた情報から森林の管理方針をたてるのに必要なポイントをまとめました。第３章では、長期間にわたって管理が必要な森林ならではの課題である「次世代への引き継ぎ」に関係する税金の情報をまとめました。

あくまで、基本的な事柄ばかりですので、この冊子を入口として、様々な協力者を確保し、具体的な活動を進めていただきたいと思います。

ご自身のそして次世代のための大切な財産として、森林管理を続ける一助となれば幸いです。

第１章　森林にたどりつく ～所在地の確認方法～

１　どんな資料をお持ちですか？

所有森林について、みなさんはどのような資料をお持ちでしょうか。

「森林の場所をしめす位置図はありますか？」
「森林の内容（樹種や植栽密度など）や管理記録（いつ植栽をして、いつ下刈りをしたのかなど）を書き記した管理簿のようなものはありますか？」
「お持ちの資料を使い、現地へたどりつくことができますか？」

居住地のすぐ近くに森林をもち、農業などのかたわら、ひんぱんに通っては手をかけている森林所有者さんの中には「もちろん、もっているよ！」と胸をはって見せてくださる方もいらっしゃるでしょう。

しかし、実家の父母から相続時に森林を受け継いだ方であれば「毎年春先に届く固定資産税の通知くらいかしら。」という方も多いのではないでしょうか。「そもそも、現地に行ったことがないぞ。」という方もいらっしゃることでしょう。

すべての質問に「はい」と答えられない方、どうぞご安心ください。

そのような方のために、この冊子を作成させていただきました。

まず、第１章では、森林の所在地をなるべく簡単に確認する方法をご紹介します。

２　揃えておきたい資料

所有森林に関する資料には、森林の所有を始めると自動的に手元に届くものもあれば、こちらから申請をしないと手に入らないものもあります。

いくつか代表的なものについてご紹介します。

１）固定資産税納税通知書

地方税法第343条により、市町村内に所在する固定資産の所有者に対し、市町村税として固定資産税が課せられます。固定資産税納税通知書は、所有森林に固定資産税が課せられた場合に、森林が存在する市町村役場から所有者に通知されます（だいたい５月頃に届くことが多いようです。）。

この通知には「固定資産税課税明細書」（図１）が同封されており、森林の所在地、面積などの情報が記載されていますので、森林を探す手がかりになります。また、行政等に森林に関する相談をする際に、自分が当該森林について納税している者であることを証明するものにもなりますので、ぜひ大切に保管しておきましょう。

また、「保安林」に所有森林が指定されている場合や所有森林が小面積の場合、固定資産税の課税対象にならないため、当該通知は届きません。

その場合には、市町村で保管している納税者（所有者）ごとの固定資産一覧表を交付してもらいましょう。（「固定資産一覧表」は、「固定資産税課税台帳」、「名寄帳」とも呼ばれています。）

固定資産一覧表は、当該森林の所有者又は相続人であれば、請求することができます。窓口は、市町村役場の市町村税担当になります。電話で相談してから交付申請をしたほうがスムーズに手続きが進みますので、まずは問合せてみるとよいでしょう。

ちなみに、平成24年4月以降新しく森林の所有者になった方は、当該市町村の所在する市町村へ事後の届出が必要になりました。相続で所有権が移った場合も必要な手続きですので、届出がお済みでない方は市町村への問合せ時に「森林の土地所有者届出書」についても尋ねるとよいでしょう。（窓口は市町村役場の林務担当になります。）

<table>
<tr><td>納税
義務者</td><td>秋田　スギ子</td><td>納税
管理人</td><td colspan="2"></td><td>世帯識別
通知番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">資産
区分</td><td>土地・家屋の所在地</td><td rowspan="2">建築年
又は宅
地区分</td><td rowspan="2">課税地籍
又は床面
積（㎡）</td><td>評価額
（円）</td><td>課税標準
額（円）</td><td rowspan="2">備
考</td></tr>
<tr><td>地目（登記/現況）</td><td>軽減税額
（円）</td><td>前年度課税
標準額（円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土地</td><td>△△市●●×－×</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">12,345.00</td><td>55,555</td><td>55,555</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>山林/山林</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">土地</td><td>△△市●●×－××</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">645.00</td><td>3,333</td><td>3,333</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>山林/山林</td><td></td><td></td></tr>
</table>

図１　固定資産税課税明細書（イメージ図）
※市町村によって様式は異なります。

２）登記情報

登記簿は不動産（土地・建物）の所在地や所有者などの情報を記載したもので、法務局で保管されています。不動産などの情報を広く社会に公開するためのものですので、第三者（全くの見ず知らずの人など）に不動産に関する権利を主張する根拠になります。

森林の所在地がわかるようであれば、法務局に行き、「登記事項証明書（登記簿謄本）」の交付を申請するか、インターネット上のウェブサイト「登記情報提供サービス」で「登記情報」（図２）を取得すると、当該森林の面積や登記簿上の所有者が確認できます。（確認程度であれば、登記情報サービスのほうが手続きも簡単ですし、手数料も安いのでおすすめです。）

所有森林の所在地情報については、前述の固定資産税納税通知書でも確認できます。登記情報の利点は、所有森林に隣接した森林の所有者についても確認できる点です。登記簿付属の字限図（あざきりず）又は地籍図（図３）を閲覧し、所有森林の周囲の地番を調べ、登記簿上の土地所有者を知ることができます。

固定資産一覧表と違い、登記簿情報はどなたでも取得することが可能ですので、境界について不安がある場合や所有森林の周囲で気になることがある場合などは、活用を検討するとよいでしょう。

表題部

表題部（土地の表示）		調整	余白	不動産番号	○○○○
地図番号	▲▲▲▲	筆界特定	余白		
所在	秋田市○○◆◆			余白	
①地番	②地目	③地籍　㎡		原因及びその日付 （登記の日付）	
５０－４０	山林	20000		◇番●号から分筆	

甲区

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和５２年○月◆日 第××××号	原因　昭和５２年◇月●日 売買 所有者　秋田市○○◆◆ 秋田　花子

乙区

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地上権設定	平成１０年○月◆日 第××××号	――――――― ―――――――

図２　登記情報（イメージ図）

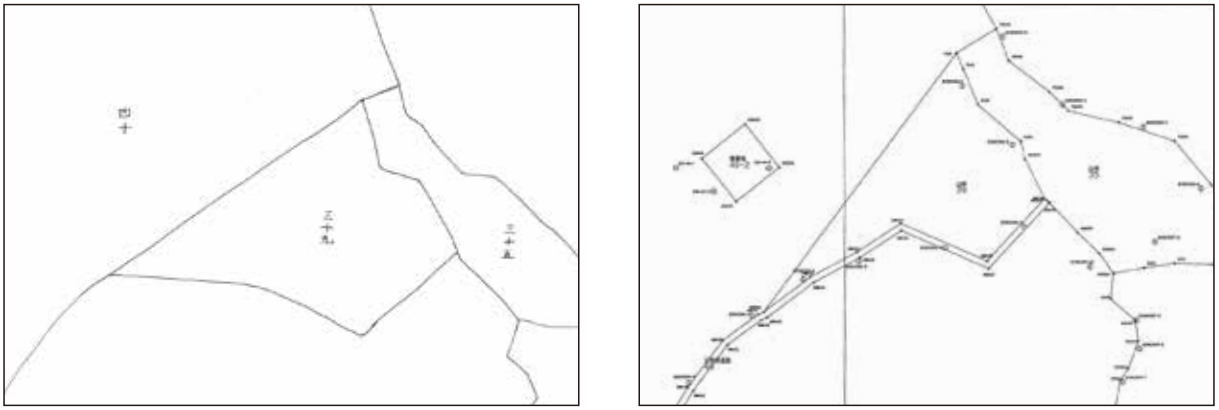

図３　字限図（左）・地籍図（右）

登記情報提供サービス

登記情報提供サービスは、登記情報をインターネットを通じてパソコン等の画面上で確認できる有料サービスです。

一般財団法人民事法務協会登記情報提供センターで運営しており、インターネット上で、平日午前８時30分から午後９時まで利用できます。

個人で利用する場合は、まず利用者登録をし、ＩＤとパスワードを取得する必要があります。料金の支払いはクレジットカード払いとなっており、利用料金は次のとおりです。

不動産登記情報（全部事項：335円　所有者事項：145円　地図：365円）

詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。（平成29年現在）

http://www1.touki.or.jp/

３）森林基本図・森林計画図・森林簿

森林基本図、森林計画図、森林簿は各都道府県で「地域森林計画」※１を作成するための資料として整備されているものです。

※１地域森林計画は、森林法第５条により知事が秋田県の民有林を対象に５年ごと、10年を一期としてたてる森林の整備に関する計画です。

秋田県では、県庁森林整備課及び各地域振興局森づくり推進課で管理しており、一部制限があるものの、だれでも閲覧・交付を申請できます。

それぞれについて説明していきましょう。

図４　森林基本図（上）森林計画図（下）

ア　森林基本図

空中写真をもとに作成された縮尺5,000分の１の図面です。秋田県内の森林が所在する箇所の地図が整備されています。（市街地は除く）

地図記号、等高線、標高などが記されています。

イ　森林計画図

森林基本図をもとにして作成された図面です。

森林の中を通る道（林道）や森林の区画が記されています。縮尺は森林基本図と同じ5,000分の１です。

森林の区画は、地番とは別の番号で管理されており、秋田県の場合は次の２つの区分です。

①林班（りんぱん）

尾根筋や河川などの自然地形で大きく区切った区画です。旧市町村ごとに番号がつけられています。

②小班（しょうはん）

林班の中を樹種や植栽年、所有者別に区切った区画です。

ウ　森林簿

森林計画図に対応する小班ごとの森林情報が記入されている帳簿です。

記載されている主な項目は以下のとおりです。

「林班」「小班」「所在地」「所有者名」「所有形態」「面積」「樹種」「林齢」

「森林の種類（自然公園、保安林などの指定状況）」「施業履歴」等

ア～ウの資料は、秋田県が森林を管理するために作成している資料です。

法務局に備えられている登記簿と違い、森林の境界や面積、土地に関する諸権利を証明するものではありません。また、立木竹の評価を証明するものでもありません。項目によっては、情報の精度が低くなっています。

しかし、前述の固定資産一覧表や登記簿に付属した図面と比べ、森林計画図には、等高線などが記載されています。現地の状況を知る資料として使いやすいといえるでしょう。

また、森林簿には森林管理に必要な情報がほとんど網羅されているので、参考程度に使用するには便利な資料といえます。

秋田県の場合、閲覧・交付手数料がかかりませんので、森林管理の手がかりとして入手することをおすすめします。

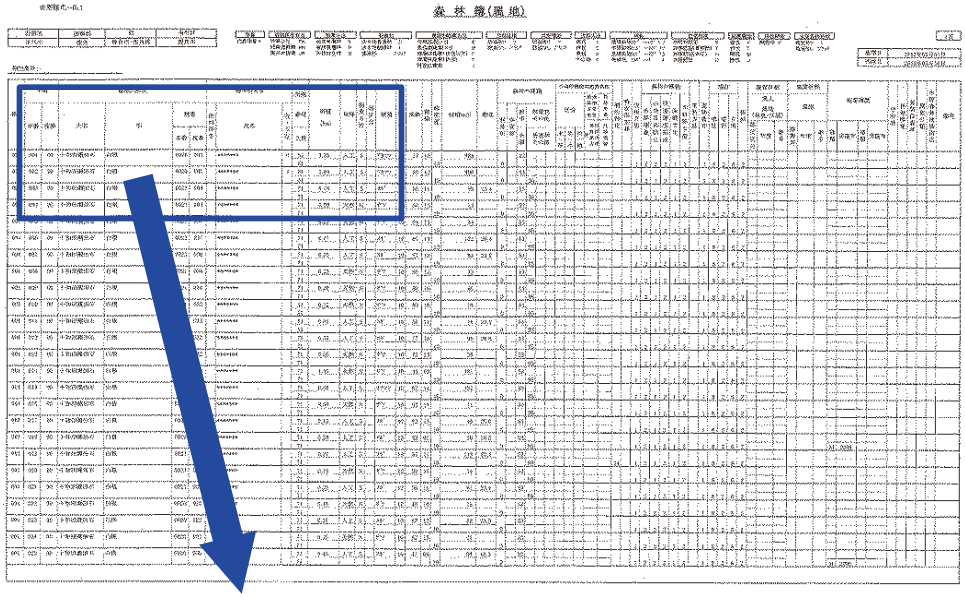

林班	小班		大字	森林の所在	地番		同姓同名	森林所有者	在・不在	所有形態	面積（ｈａ）	林種	施業方法	層区分	樹種	面積歩合	林齢
	本番	枝番		字	本番	枝番		氏名		森林 土地							
025	001	00	河辺松渕	大森沢	0054			●●●●	2	12	4.30	人工	S		ｽｷﾞ	10	37
										22							
025	002	00	河辺松渕	大森沢	0054			●●●●	2	12	4.56	人工	S		ｽｷﾞ	10	37
										22							

図５　森林簿

森林基本図、森林計画図、森林簿の閲覧・交付についての注意点

前述の資料は、県の担当部局に申請することによって見たり（閲覧）、紙に印刷したものや画像などのデータをもらったり（交付）、もらったものを使って自分なりの地図や帳簿を作る（複製・使用）ことができます。

申請はどなたでも可能ですが、申請に当たっては、次の条件が提示されます。

・営利を目的としないこと。
・土地の境界や面積、所有者の証明にしないこと。
・立木竹の評価の根拠としないこと。

また、森林所有者情報については、申請者が当該森林の所有者か所有者本人の同意を得た者でない限り見ることはできません。（注：国や地方公共団体等、森林組合、森林経営計画を作成する事業体等はこの限りではありません。）

－申請先－

秋田県庁森林整備課・各地域振興局森づくり推進課

※各地域振興局の場合は、管轄区域内の森林のみを対象としています。

※担当者が不在の場合もありますので、あらかじめ連絡をしてから、訪問することをおすすめします。

－申請様式－

森林計画図等の図面が必要な場合

→測量成果品閲覧･交付申請書（秋田県地域森林計画関係成果品取扱要領　様式５）

森林簿が必要な場合

→森林簿閲覧・交付申請書（秋田県地域森林計画関係成果品取扱要領　様式１）

詳しい申請方法や様式は「美の国あきたネット」（秋田県公式ウェブサイト）をご覧ください。

http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2132

※「美の国あきたネット」トップページの検索窓にコンテンツ掲載番号　2132　を入力すると該当ウェブページをご覧になれます。

３　現地に行こう！

資料がある程度そろったところで、おすすめしたいのが、実際に森林に行ってみることです。

前述のとおり、森林の情報が記載された資料はいろいろありますが、その精度はどれも100％現状を反映しているものではありません。

一度実際の森林を見て現状を把握することが必要です。

手順としては、以下のような方法が一般的です。

① 固定資産税納税通知書など、確認したい森林の住所、所有者がわかるものを用意。

② 当該森林の存在する地域を所管する秋田県の地域振興局森づくり推進課へ連絡。担当者に「森林の管理をしたいので、森林の位置を確認したい。」と告げ、訪問の日時を決定。

③ 県の担当者（林業普及指導員といって、森林所有者の森林経営の手助けをすることを職務としている職員がいます。）に資料を見せ、必要に応じて森林計画図の閲覧・交付を受ける。

※このとき、所有者本人であることが説明できる資料（固定資産税納税通知、運転免許書など）を持参するとスムーズに手続きできます。

④ そろえた資料をもとに、おおよその場所の検討をつけ、当該森林の現況に詳しい方から情報収集し、複数人で現地に出向く。

森林計画図を頼りに一人で現地まで行きたいと考える方もいらっしゃると思いますが、お探しの森林はめったに人が立ち入らないところにあるかもしれません。地図に表示された道が壊れていたり、野生のクマやサルがウロウロしているかもしれません。できることなら、頼りになる現地の森林情報に詳しい方と一緒に行きましょう。

地域によって実情が異なりますので一概にはいえませんが、県の林業普及指導員、森林組合、市町村役場の林務担当などに相談すると、ある程度の情報をいただくことができます。

相談先については、第２章でもふれておりますので、そちらもご覧ください。

また、「忙しくて相談にいく時間をとれないよ！」という方に、おすすめしたいのがGoogle（グーグル）などで提供している空中写真です。自宅や最寄りの道路からの距離、おおまかな森林の状況など現地に行かなくてもある程度の情報を得ることができます。

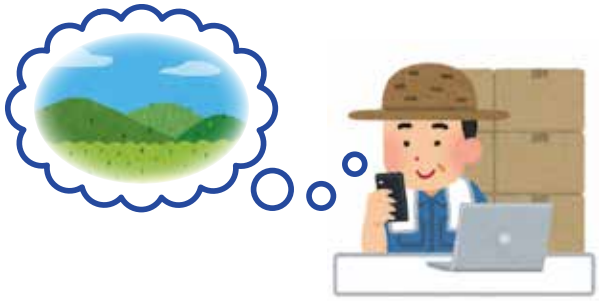

この章でご紹介した資料の収集は、どなたでも取り寄せ可能です。費用もそれほどかかりません。

まずは第一歩として必要な資料を手に入れ、自分の所有している森林のことを知ると、必ず次にするべきことが見えてきます。

また、資料を収集していく中で、頼りになりそうな相談相手が見つかるかもしれません。森林所有者のみなさんには、ぜひ実践いただきたいと思います。

コラム❶ グーグルマップの活用方法について

グーグルマップとはGoogleがインターネットを通して提供している地図です。地図、空中写真、地形の３つの表示方式が用意され各々で縮尺を調節し全世界を空から見ることができます。

インターネットを使用できる環境さえあれば無料で、上空からの森林の様子を確認できるので、とても便利です。

森林の所在地があやふやな場合でも、尾根や沢、道路、樹種などわかりやすい目印を頼りに、森林計画図と見比べながらたどっていくと、航空写真上のどの部分が自分の所有森林なのか検討をつけることができます。

←グーグルマップ上の空中写真

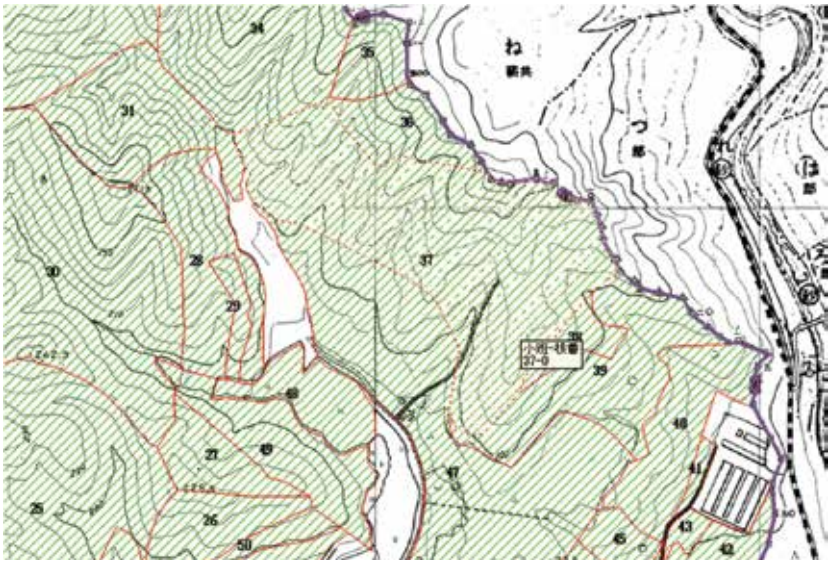

←上図と同じ箇所の森林計画図

第2章 森林を生かす ～管理のための情報収集～

1　情報収集のポイント

第１章で森林の所在地が確認できたら、次はその森林をこれからどのようにしていくのか、自分なりの方針をたてることが必要です。

自分なりの方針といっても、１人で全てを背負い込む必要はありません。

頼りになる相談相手や、一緒に森林に入って楽しむ仲間とともに、自分のペースで取り組んでいけばよろしいかと思います。

この章では、森林の管理方針を考えるに当たって、押さえておきたいポイントについて、ご紹介します。

大きく分けて「相談相手」「現地で確認すべきこと」「森林整備のスケジュール」について触れていますので、ご興味のある項目からご覧ください。

写真１　よく手入れされたスギ人工林

2　森林管理の相談相手

かつては、集落の中のことなら、なんでも知っている生き字引のような古老が存在しました。森林の所在地や所有者の確認などについても、古老にお話を聞けばたいていのことは解決したものです。

しかし、中山間地域の高齢化や核家族化が進む中で、古老も姿を消しつつあります。森林の所在する集落に前述のような古老がいない場合は、だれに相談するのがよいのでしょうか。

どなたでも足を運びやすい相談先をいくつかご紹介します。

1）林業普及指導員

秋田県を始めとする全国の都道府県には、森林・林業に関する技術及び知識の普及指導を職務とした林業普及指導員が配置されています。

秋田県の場合は、表１の箇所に複数人数配置されています。前述した森林計画図等の閲覧・交付等も同じ所で取り扱っておりますので、一度連絡をとって訪ねてみるとよいでしょう。（あらかじめ、電話連絡し訪問日時を調整することをおすすめします。）

森林・林業に関する全般的な知識・情報を持っている方が多いので、森林所有者さんならではの心配事や質問にも、丁寧に答えてくれることと思います。

林業普及指導員に相談し、ある程度具体的な課題が明らかになったところで、後述の森林組合や林業事業体を訪ねることも有効です。

表１　秋田県内林業普及指導員配置箇所一覧

所属名	住　所	電　話	管轄市町村
鹿角地域振興局農林部 森づくり推進課 林業振興班	〒018-5201 鹿角市花輪字 六月田１	0186-23-2275	鹿角市・小坂町
北秋田地域振興局農林部 森づくり推進課 林業振興班	〒018-3393 北秋田市鷹巣字 東中岱76－１	0186-62-1445	大館市・北秋田市・ 上小阿仁村
山本地域振興局農林部 森づくり推進課 林業振興班	〒016-0815 能代市御指南町 １－10	0185-52-2181	能代市・藤里町・ 三種町・八峰町
秋田地域振興局農林部 森づくり推進課 林業振興班	〒010-0951 秋田市山王 ４丁目１－２	018-860-3381	秋田市・男鹿市・潟上市・ 五城目町・八郎潟町・ 井川町・大潟村
由利地域振興局農林部 森づくり推進課 林業振興班	〒015-8515 由利本荘市水林 366	0184-22-8351	由利本荘市 ・にかほ市
仙北地域振興局農林部 森づくり推進課 林業振興班	〒014-0062 大仙市大曲上栄町 13－62	0187-63-6113	大仙市・仙北市・美郷町
平鹿地域振興局農林部 森づくり推進課 林業振興班	〒013-8502 横手市旭川１丁目 ３－41	0182-32-9505	横手市
雄勝地域振興局農林部 森づくり推進課 林業振興班	〒012-0857 湯沢市千石町 二丁目１－10	0183-73-5111	湯沢市・羽後町・東成瀬村
林業研究研修センター 研修普及指導室	〒019-2611 秋田市河辺戸島字 井戸尻台47－２	018-882-4512	県内全域 ※森林計画図の閲覧・交付はできません。

2）森林組合職員

森林組合とは、森林所有者が組合員の協同組合です。

森林組合職員は、自ら森林整備を手がけたり、組合員の森林について所有者に代わり森林経営計画を策定したり、補助金の申請をしたりしています。森林組合には、実践的な林業技術と管轄地域の森林情報を兼ね備えた頼もしい職員がそろっています。

秋田県内には12の森林組合があり、それぞれが管轄する地域については表２のとおりです。

表２　秋田県内森林組合一覧　※大潟村を管轄する森林組合はありません。

森林組合名	住　所	電　話	管轄市町村
鹿角森林組合	〒018-5201 鹿角市花輪字合野18－３	0186-23-3315	鹿角市・小坂町
大館北秋田森林組合	〒018-3454 北秋田市脇神字佐助岱27－２	0186-62-1664	大館市・北秋田市・上小阿仁村
白神森林組合	〒016-0814 能代市能代町字中川原33－45	0185-54-9300	能代市・藤里町・三種町・八峰町
秋田中央森林組合	〒019-2601 秋田市河辺和田字上中野184－２	018-882-3652	秋田市
男鹿森林組合	〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町50	0185-23-3525	男鹿市・潟上市(旧天王町)
五城目森林組合	〒018-1702 五城目町字杉ヶ崎10	018-852-3135	五城目町・八郎潟町
湖東森林組合	〒018-1502 潟上市飯田川下虻川八ツ口70	018-877-6998	潟上市（旧昭和町、飯田川町）・井川町
本荘由利森林組合	〒015-0885 由利本荘市水林381	0184-24-4141	由利本荘市・にかほ市
仙北西森林組合	〒019-1701 大仙市神宮寺字中川原37－１	0187-73-7163	大仙市（旧中仙町、太田町以外）
仙北東森林組合	〒014-1115 仙北市田沢湖町小松字外ノ山４－１	0187-54-1030	大仙市（旧中仙町、太田町）、仙北市、美郷町
横手市森林組合	〒019-1108 横手市山内土渕字小目倉沢34－８	0182-53-2281	横手市（大沢地区以外）
雄勝広域森林組合	〒012-0055 湯沢市山田字福島開372－５	0183-72-1197	湯沢市・羽後町・東成瀬村・横手市（大沢地区）

協同組合なので、組合員として加入すれば、森林管理の方針や森林整備の実施方法、森林から発生する木材の売り払い、必要な資材の共同購入などの相談にのってもらえます。（図６参照）

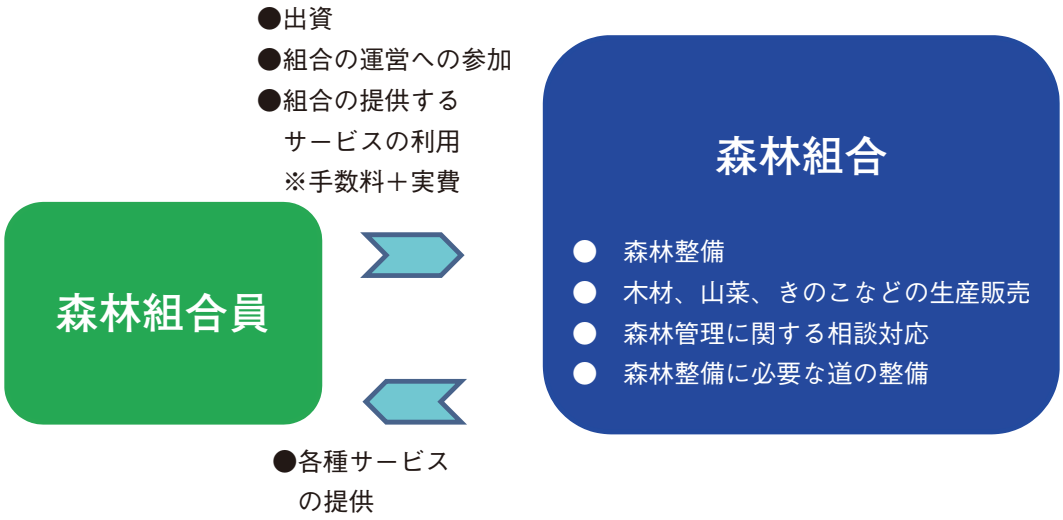

図６　森林組合と森林組合員の関係

また、組合員になっていない場合でも、当該組合の管轄区域に森林をもっており、組合員になることを検討中であるのであれば、その旨を話し、相談にのっていただくことも可能です。

コラム❷　森林組合員になるには

組合員になるにあたって必要な出資額や所有面積については、各森林組合によって条件が異なります。まずは、表２をご覧になり所有森林の所在地を管轄とする森林組合に連絡してみるとよいでしょう。

例：Ａ森林組合の組合員になるための条件
①管轄区域内に森林を、500㎡以上所有していること。
②一口1,000円の出資金と所有森林ha当たり500円の賦課金を納めること。
③組合の定款と規則に準じて行動することの同意書、組合員加入申込書、森林を所有していることを証明する書類を提出すること。

「組合員」という言葉に敷居の高さを感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、「実際に現地に行きたい」「隣接の森林所有者と一緒になって間伐をしたい」などの具体的な行動をおこすには、地域の森林整備の状況や森林所有者の現状に詳しい森林組合職員の力を借りることが必要でしょう。頼りになるパートナー獲得のために、組合加入を検討してはいかがでしょうか。

3）その他

林業普及指導員、森林組合職員以外にも頼りになる森林・林業のスペシャリストはたくさんいます。

ア　市町村役場職員

地域によって実情は様々ですが、市町村によっては農林水産関係を扱う担当課の中に、「林業」の名前を含んだ係がある場合があります。「林業振興係」や「林務商工班」といった名前のある市町村については、地域の森林林業に精通した職員さんがいるかもしれません。

また、固定資産税納税通知から森林の所在地をたどる場合には、市の税務担当職員さんの力を借りることもあるでしょう。

地域に密着した情報をお探しの方には、市町村役場の職員さんはとても頼りになる存在です。

イ　認定事業体

秋田県内にはたくさんの林業関係の事業体（会社）があります。その中でも「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、「労働環境の改善」「雇用管理の改善」「事業の合理化」のための計画を策定し、秋田知事に認定を受けた会社を「認定事業体」といいます。認定事業体は、秋田県内に90社ほど存在します。信頼度が比較的高い会社といえるので、具体的な森林整備を考える際の技術相談・費用の見積先として、問合せしてはいかがでしょうか。

認定事業体の詳細については、「公益財団法人　秋田県林業労働対策基金」のウェブサイト（図７）に掲載しています。

図７　（公財）秋田県林業労働対策基金ウェブサイト

ウ　あきた森づくりサポートセンター

「県民参加の森づくり」を推進するため、森林ボランティア活動を総合的にサポートするワンストップ窓口です。平成25年７月１日に秋田市雄和の森林学習交流館プラザクリプトン内に設置されました。

サポート対象は森林ボランティア団体ですが、「いきなりプロレベルの活動を始めるつもりはない。」「仲間同士で森林内で楽しく活動をしたい。」というような方にとって、役に立つ情報を得ることができる場所として活用いただけます。

親しい友人や親族数人で団体を結成し、森林ボランティア団体として登録すれば、各種研修会情報の提供や森林整備に関する指導者の派遣、森林整備のための道具の貸し出しを受けることができます。

ウェブサイトも充実しておりますので、一度ご覧ください。（図８）

図８　あきた森づくりサポートセンターウェブサイト

３　現地で確認すべきこと

第１章でご紹介した資料をもとに、所有森林にたどりついたとします。

さて、どんな点を確認したらよいでしょうか？

この項では、はじめて自分の森林を訪れたときの確認すべきポイントをご説明します。

ポイント１　森林の境界は？

森林は必ずだれかが所有しています。しかし、自宅の敷地と異なり、目印も何もない森林の中で自分の森林と他人の森林との境界をはっきりと見分けるのは容易ではありません。

一般的には様々な資料（公図や実測図など）をもとに、隣接所有者同士が現地で立ち会い、双方で納得した上で杭を打ち、そこを境界とします。

はじめて自分の山に足を運ぶときに、隣接所有者と境界確認もできればよいですが、現実はなかなかうまくはいきません。まずは自分１人でも確認できる点をご説明します。

ア　境界標

境界の目印のために人工的に設置された杭です。国有林や市有林などの公有林、公道に隣接している森林や最近地籍調査（Ｐ17コラム３参照）が実施された地域であれば杭を発見できます。

また、個人の山でも熱心な森林所有者さんの山であれば、杭がうたれていたり、明らかに他の木と違う種類の木（アカマツやカラマツなどが多いようです。）や、大きな木が境界木として残されている場合があります。

こういった目印は境界確定の大事な手がかりとなりますので、地図上に記しておくとよいでしょう。

写真２　市道との境に設置されたコンクリート杭

写真３　地籍調査で設置された杭

イ　森林の状況が変化する箇所

植えた年や植えた樹種が変わる箇所が境界の場合もあります。

慣れるまでは難しいかもしれませんが、自分の森林と思われるところをぐるっと歩いてみて、明らかに森林の様相が変わる箇所があれば要チェックです。手持ちの地図にその箇所の状況を記しておきましょう。

写真４　変化する箇所の例　（赤線が境界）
赤線の右側は針葉樹の林、左側は広葉樹の林になっているのがわかります。
森林計画図上では↓の地点です。

ウ　自然の地形

第１章で説明した公図は明治時代の地租改正に伴い作成されたものです。人為的に区画する際に、山の尾根や谷、道路、水路、沢などの地形を利用することが多かったようです。誰が見ても明らかな尾根や谷などが森林内にある場合はそこが境界である可能性があります。ただ、地租改正時から長い年月を経て、道路工事や浸食などの影響で変化している可能性もあるので注意が必要です。

写真５　自然の地形による境界例　（赤線が境界）

コラム❸　地籍調査って？

地籍調査とは、市町村などが主体となって、土地の境界の位置や面積を測量する調査です。昭和26年から実施されており、全国のおよそ半分くらいの地域で調査が終了しています。

所有者本人も境界について心当たりがなく、現地を歩いても手がかりになりそうな杭や地形、境界木が見当たらない場合、ひょっとしたら地籍調査の資料がヒントになるかもしれません。

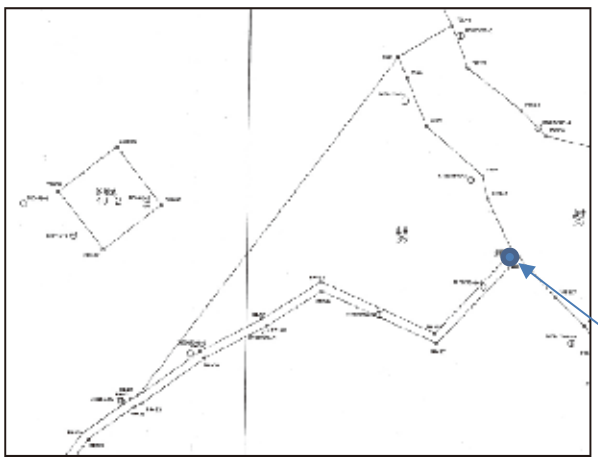

この場所の緯度経度がわかるかも？

森林の所在する市町村の地籍調査担当課に問い合わせてみましょう。地籍調査で作成した図面などを閲覧できる場合があります。

調査時期によって、精度にばらつきがあり、万能ではありませんが、境界確定のヒントにはなるはずです。

ポイント２　森林の健全度

いずれ子孫へ引き継ぐ大切な財産ですから、できる範囲で手入れをし、森林をより元気な（健全な）状態に導きたくありませんか？

あなたの森林の状況を、客観的に数値化し記録することで、今後必要な手入れの内容を具体的に検討できます。また、数値化することで、実際に現場にこられない第三者（前述の森林管理の相談相手のみならず、遠くに暮らす子どもや孫にも。）にも正確に伝えることができます。

そこで、ここではスギ人工林で用いられる代表的な指標のうち、どなたでも比較的把握しやすい３つの指標をご紹介します。

ア　樹冠長率（じゅかんちょうりつ）

植物は自分の葉で光合成を行い成長します。スギについても、それは同じです。同じ大きさのスギであれば、葉の量がより多いほうが、成長する元気があるといえます。

葉の量の目安として用いられるのが、「樹冠長率」です。「樹冠」とは、樹木の葉のついている部分で、「樹冠長率」は　樹冠長（葉のついている部分の長さ）÷樹高（木の高さ）　で求めることができます。

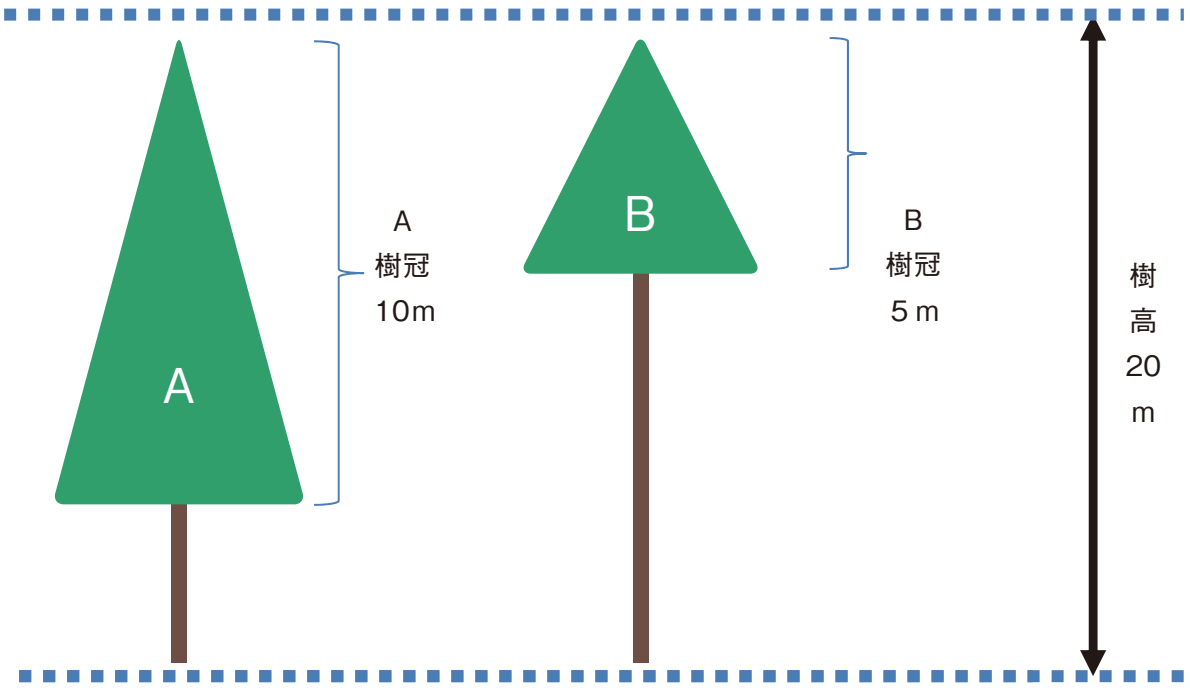

Ａの樹冠長率　10÷20＝50%　　Ｂの樹冠長率　5 ÷20＝25%

図９　樹幹長率イメージ

樹冠長率は40%を割らないようにし、50%を目指すことが望ましいとされています。上図でいうとＡの木は成長する力が十分にあり、Ｂの木は成長する力が足りない状況にあるといえます。

イ　形状比（けいじょうひ）

形状比は、樹高（木の高さ）cm　÷　胸高直径（地上高1.2mの幹の太さ）cm　で表される指標です。この値が大きい木はひょろ長い木といえます。逆に、値が小さい木はどっしりと安定した木といえます。

形状比が小さい木は、強風や積雪による幹折れなどの被害が発生しにくい木といえます。

形状比が70以下だと、風や雪などに強い木といわれています。

下図の例だと、Cの木の形状比は約91、Dの木の形状比は約63で、Dは風雪に強い木といえます。

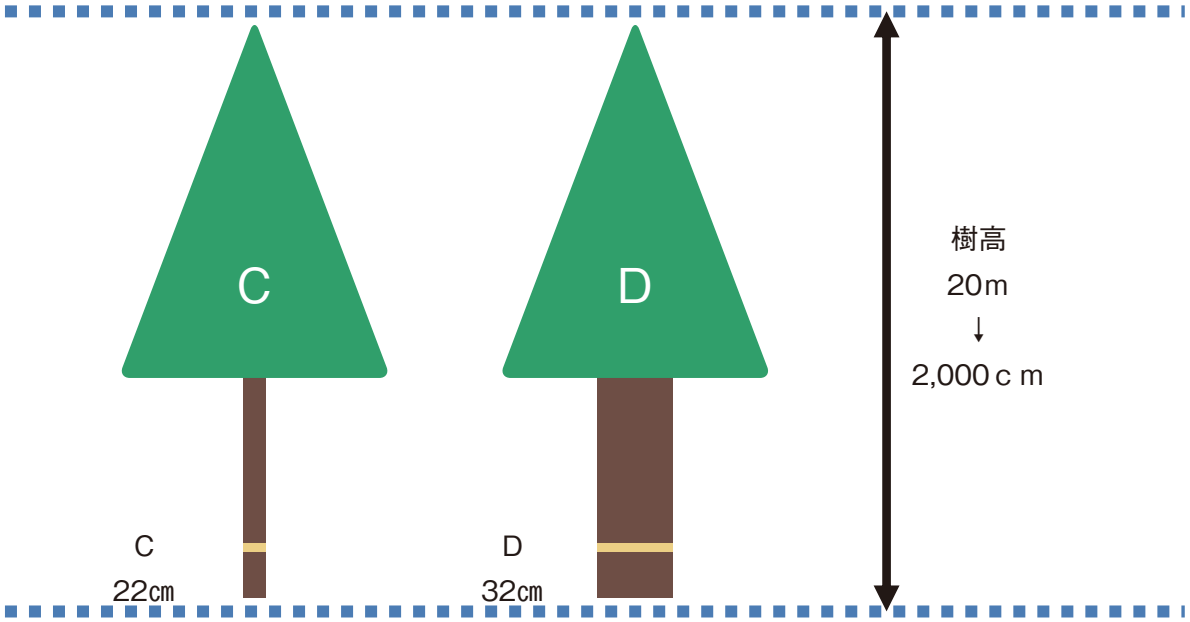

Cの形状比　2,000÷22＝90.9090…．　Dの形状比　2,000÷32＝62.5

図10　形状比イメージ

写真６　台風による風倒害をうけた森林（出典：秋田県林業普及冊子№14）

ウ　相対幹距比（そうたいかんきょひ）

森林の混み具合を示す指標です。「木と木の間隔」と「木の高さ」から判断しますが、木の高さ（樹高）とha当たりの本数からも計算できます。

相対幹距比　＝　木と木の間隔（m）　÷　木の高さ（m）

＝　100 ÷（　木の高さ（m）×　$\sqrt{\text{ha}}$ 当たりの本数　）

数値は％で表します。

20％前後が適切で、14％より小さいと混みすぎといわれています。

例えば、森林Aの平均的な木の高さが23mで、ha当たり1600本のスギが生えているとすれば相対幹距比は　100 ÷（23m × 40本）　＝0.108…

＝11％　（混みすぎ）

同じ本数密度でも、平均的な高さが12mの森林Bであれば、相対幹距比は

100 ÷（12m × 40本）　＝0.208…

＝21％　（適切）

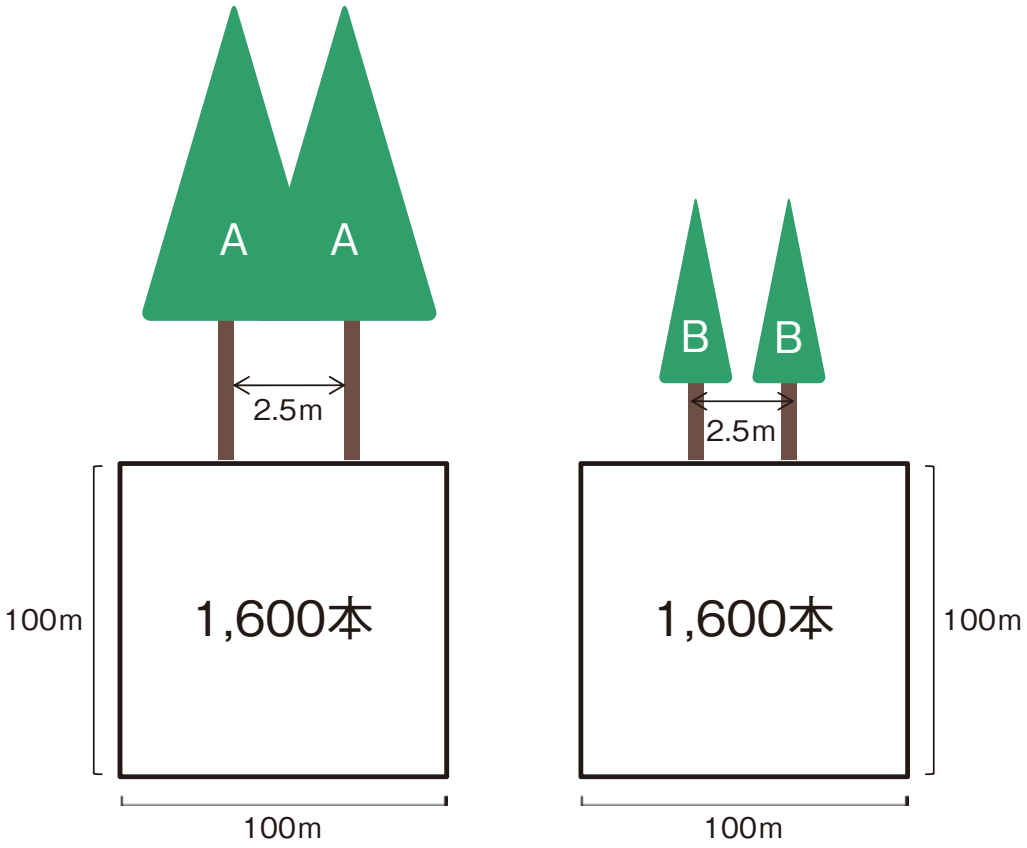

Aを例にとって説明します。
人工林は等間隔で植えられているので、便宜的に1辺100mに40本植えていることとします。
つまり、1本1本の間隔は　100m÷40本　→　2.5m　となります。
相対幹距比は、「木の高さ」と「木と木との間隔」で表されるので、2.5m÷23m　→　11％　です。

図11　相対幹距比イメージ

アの樹冠長率では１本の木の成長する力を、イの形状比では１本の木の風雪への強さを判断します。人の手で植えられた森林は、同じ間隔で同じ規格の苗木を植えているので、全ての木を計測しなくてもある程度その森林内の標準的な場所で標準的な木を数本選び、樹高（木の高さ）と胸高直径（地上高1.2mの幹の太さ）、樹冠長（葉がついている部分の長さ）を測れば、その森林全体の元気度（健全度）を判断することができます。

また、ウの相対幹距比では対象とする森林内で育つ木の密度が混みすぎているのか、ちょうどよいのかを判断します。これについても、森林内の標準的な場所で面積あたりの本数と樹高（木の高さ）を測り計算するとよいでしょう。

写真７　胸高直径の計測

写真８　樹高の計測

人間と違い、木は一度植えられてしまったら、自分でその場所から動くことはできません。

樹冠長率が小さすぎる、形状比が大きすぎる、相対幹距比が小さすぎる場合には、混みすぎた木を間引き、残った木に十分な光をあてて健全に育てる作業（間伐）が必要になります。間伐をすると、森林内の木の本数が減るのでウの相対幹距比は改善します。

しかし、アの樹冠長率とイの形状比については、間伐による環境の変化で残された木が元気になり、葉をつけたり太ったりするまで指標は変わりません。手入れをしてから数年～数十年は状況を見守ることが必要です。

また、植えた場所が生育に適した場所でなかったり、長年にわたり放置された森林の場合は、間伐をしても改善されない場合もあります。

よく森林を観察し、信頼できる技術や知識を持った方の助言を受けながら、管理方針を考えましょう。

コラム❹　スギの生育適地とは？

秋田県の人工林の多くはスギですが、スギの生育に適した場所とそうでない場所があります。スギの生育適地とはどんな場所でしょうか？

木の年齢と樹高（木の高さ）の関係や、森林内の植物から推測することができます。

森林の生産力のランクを表す「地位（ちい）」判定のため作成された「秋田県民有林スギ人工林地位等級判定表」（秋田県林業研究研修センター作成）では、40年生のスギの樹高は、最も良い「地位１等地」で24.4m～28.0m、次点の「地位２等地」で20.8m～24.4mです。（最も悪い「地位５等地」では、10.0m～13.6mです。）

40年生のスギで20m超の高さであれば、適地といえるでしょう。

また、スギが好む環境に生育するヒメアオキ、リョウメンシダ、オオバクロモジも、その土地がスギに適していることを示す指標植物として知られています。

森林内に上記の植物が繁茂していれば、スギにとっても良い場所であると推察できます。

4　森林整備のスケジュール

木を人の手で植えてから、伐採してお金にできる状態にまで育てるには、およそ50年かかります。

一般的なスギ林において、苗木を植え、利用できる状態に育てるまでに必要な作業（林業の用語では「施業（せぎょう）」といいます。）とそのスケジュールを理解すると、今必要な作業が明らかになります。

1）地ごしらえ

木を植える前の準備のための作業です。木を伐採したあとに新たに植える場合は、伐採した木の枝や根が森林内に転がっています。また、伐採後数年たつと、雑草が生い茂り人が入れない状態の場合もあります。

木を植える場所を確保するため、森林内をかたづける作業が必要になるのです。

人力では、非常に大変な作業ですので、林業用機械を使った地ごしらえも試みられています。（写真９）

写真９　機械地ごしらえの様子

2）植栽

苗木を植える作業です。秋田県の場合、スギを植えることが多いですが、近年は、カラマツや広葉樹（ケヤキやブナなど）を植える事例もあります。

植栽本数は、スギの場合で１ヘクタール（10,000㎡）当たり2,500本～3,000本植えられることが多いようです。

苗木の植栽間隔は3,000本で1.8m、2,500本で2.0mとなります。

写真10　植栽直後のスギ

3）下刈り

植えた苗木の成長をさまたげる雑草などを刈り払う作業です。雑草が成長する夏の暑い時期（６～８月頃）に行います。

植えた苗木が雑草以上の高さになるまで(植栽後およそ７年間)､続けることが必要です。

近年は、コストを抑えるために、１年おきに実施する事例もあります。

きちんと下刈りをすることは、スギの苗木の成長に大きく影響します。

夏の暑い中での重労働ですが、刈り払い機か柄の長い鎌があればできる作業ですので、仲間を誘って取り組むことも可能です。

4）つる切り

植えた木にからみつくツル植物をナタなどで切り離す作業です。たかがツルとあなどってはいけません。放っておくと、ツルがぐんぐん太っていき、木の形までも変えてしまいます。(写真11)

ご自身の森林に足を運ぶついでに、こまめに実施するのがおすすめです。

写真11　つるにからまれたスギ

5）除伐

下刈りをおえて、植えた木がある程度育ってくると、植えた木以外の雑木が侵入し、自然に育っていくことがあります。

育てようとしている木の成長を邪魔する木を切る作業が除伐です。

植えてから10年くらいたった頃に行われます。

ある程度大きくなった木も伐らなければいけないので、チェーンソーか刈り払い機が便利ですが、ナタやのこぎりでも作業できます。

６）間伐

植えた木と木の間が混み合って、森林に元気がなくなったときに、将来残す木を決めて、他の木を間引く作業です。

植えてから20年ほどたったころから木の成長に応じて行われます。

伐る木は、ある程度大きくなった木ですので、自分で作業をする場合には注意が必要です。プロに頼むか、ある程度自分の技術を磨いてから取り組んでください。

植物は、成長に光と水と養分を必要とします。下刈り、除伐、間伐は植えた木にとっての光環境を改善するための作業です。

将来にわたって残していきたい木をきちんと見定め、目的（光環境をよくする）を達成できるように作業を進めていきましょう。

間伐を数回くりかえし、適切な密度に管理しながら育成すると、数十年後には、丸太として売れる大きさに成長します。

この時点で全て伐採し、跡地にもう一度木を植えて森林を再度育成するか、さらに間伐を繰り返しながら森林を成熟させていくかは、森林所有者であるあなたの考え方次第です。

将来的に、あなたの森林をどうしたいかご家族も含めて話し合うことが必要です。

森林組合や林業普及指導員などにアドバイスを受けながら検討するとよいでしょう。

図12　森林整備のスケジュール　出典：林野庁ウェブサイト
（http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/singikai/attach/pdf/170214si-10.pdf）

第3章 森林を引き継ぐ ～森林の相続・贈与と税金～

1　気になる税金

「森林を相続したら莫大な相続税を納めなければいけないのだろうか。」

「相続税が心配だから、今のうちに息子名義に変えたほうがいいのだろうか。」 森林所有者さんから、こうした悩みを相談されることがあります。

果たして、本当にそうなのでしょうか？

この章では、森林を相続したり譲ったりする際に発生する「相続税」、「贈与税」、「不動産取得税」などについて、その基本的な考え方を説明し、実際に森林を次世代に引き継ぐ際には、どんなことが必要なのかをお伝えしたいと思います。

2　森林を引き継ぐときに覚えておきたい税

「相続」や「贈与」により、個人から個人へ財産の権利が移った場合、その財産の評価額が定められた金額より大きいのであれば、税金を納めなければなりません。

これが、「相続税」と「贈与税」です。異なる名前の税ですが、「相続税」とは、「被相続人の死亡を原因とした贈与に課せられる税」ですので、「贈与税」も考え方は同じです。

また、贈与の場合は、対象である財産が森林のように不動産である場合、「不動産取得税」が課せられます。（相続には、「不動産取得税」はかかりません。）

私たちは、日々の暮らしの中で「所得税」や「固定資産税」、「自動車税」など様々な税を納めています。しかし、「贈与税」や「相続税」は、納税する機会はそう多くはありません。そのため、「よくわからないもの」「できれば納めないですみたいもの」という気持ちになりがちです。

ですが、税は特定の人が有利になったり不利になったりすることがないように制度設計されています。きちんと仕組みを理解し、自分にあった納税方法を選ぶ準備をしておくと、いざというときに慌てずにすみ、納得して納税することができます。

１）相続税

相続税とは、相続により受け継がれた財産の価額の合計額が、基礎控除額を超える場合、その超える分に対して課せられる税です。

Ｑ＆Ａで説明していきましょう。

Ｑ１　だれが相続するの？

Ａ１　法定相続人は、第１順位が直系卑属（亡くなった人の子どもなど）もしくはその代襲者、第２順位が直系尊属（亡くなった人の親など）、第３順位が兄弟姉妹で、配偶者は常に同順位で相続人になります。

Ｑ２　相続人が複数いたときの配分割合は？

Ａ２　配分割合は、亡くなった時の家族構成によって異なります。

事例１　直系卑属と配偶者がいる場合　配偶者　１／２　・　直系卑属　１／２
事例２　直系尊属と配偶者がいる場合　配偶者　２／３　・　直系尊属　１／３
事例３　兄弟姉妹と配偶者がいる場合　配偶者　３／４　・　兄弟姉妹　１／４

遺産総額が6,000万円の場合の具体的な配分額について、事例１～３それぞれについて計算してみましょう。

事例１の具体例　被相続人に妻と３人の子どもがいる場合。

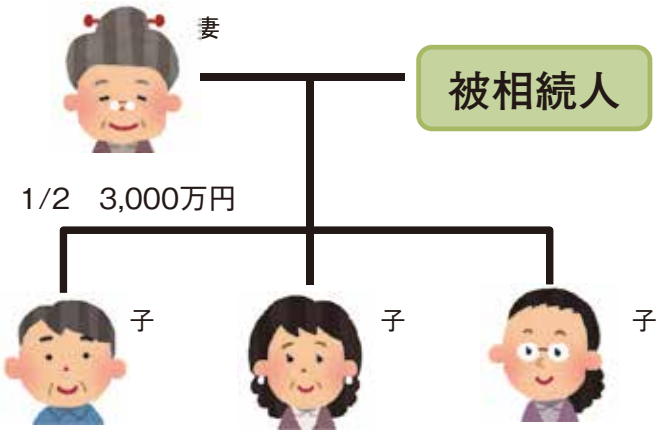

1/2×1/3　子ども一人につき1,000万円

※この事例では被相続人の親・兄弟が存命でも相続人にはなりません。

事例２の具体例　被相続人の母親が存命で、子どもはいないが妻がいる場合。

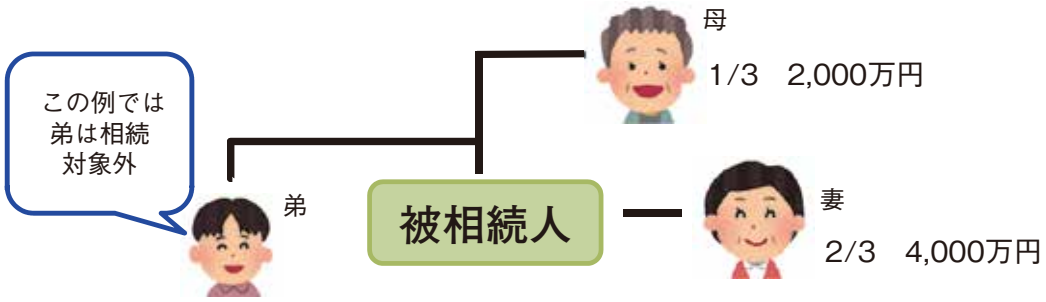

事例３の具体例　被相続人の両親はすでに亡くなり、子どもはおらず、妻と兄がいる場合。

Ｑ３　基礎控除額はいくら？
Ａ３　以下のとおりです。

3,000万円　＋　600万円　×　法定相続人の数

つまり、遺産全体のうち正味の遺産額（税法上でいうところの、課税価格の合計額）が基礎控除額より少なければ、相続税を納める必要はないということです。

平成27年１月１日の税制改正により、昔と比べて控除額が減額されました。
（改正前：5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数）

相続税を納税する可能性が高くなったともいえますが、実際に相続税を納税している人は、全相続人の８％です。（平成27年国税庁発表資料より）

Ｑ２の「事例１の具体例」の場合で納税額を計算しましょう。
法定相続人は４人ですので、

（基礎控除額）
3,000万円　＋　600万円　×　４人　＝　**5,400万円**

遺産額が6,000万円なので、

（課税対象額）
6,000万円　－　5,400万円　＝　**600万円**

（「事例１の具体例」の子どもが納めなければいけない相続税）

600万円　×　1／2　×　1／3　×　10%　＝　10万円

※10%は当該事例の場合の相続税税率です。課税対象額によって異なります。

（「事例１の具体例」の配偶者が納めなければならない相続税）

実は、配偶者は配偶者税額軽減制度により、相続財産が1億6,000万円より少ない場合、相続税が課税されないことになっています。

（　600万円　×　1／2　）＜　1億6,000万円　⇒　相続税なし

※配偶者税額軽減制度を適用するときはその旨の申告が必要になります。

実際は、相続税を課税される方は少なく、対象となるのは森林や農地、住居などの不動産をたくさん持っている方や相当の資産家に限られるようです。具体的な納税については税理士さんなどにご相談ください。

Ｑ４　納税までのスケジュールは？

Ａ４　被相続人が亡くなってからのおおまかな流れは次のとおりです。

図13　相続事例発生から相続税納税までのスケジュール

相続人となって３か月以内に、まず、相続をするのかしないのかを決めなければなりません。その後、亡くなった方に代わって生前の所得に関する確定申告を４か月以内に行い、遺産分割協議を行って書類を作成し、10か月以内に相続税を申告しなければなりません。

相続人が遠方にいたり、財産がたくさんあって把握できないなどの理由があり期限内で手続きが難しいときは、家庭裁判所に申請し、期間を延長してもらうこともできますが、いずれにしろ時間に追われながらの手続きとなるでしょう。

その時になって後悔しないように日頃から親族内で話し合い、できれば遺言書を作成するなどして備えておくと安心です。

Ｑ５　森林はどう評価されるの？
Ａ５　森林の場合は、土地（林地）と立木に分けて評価されます。

○土地（林地）
次の式で計算されます。（宅地となる可能性が高い市街地内の森林を除く）

評価額　＝　固定資産税評価額　×　国税局長の定める倍率

※　国税局長の定める倍率は、国税庁のウェブサイトに大字（おおあざ）単位で掲載されています。
例えば、秋田市河辺松渕であれば×2.0、秋田市雄和平尾鳥で×1.1です。（H28）

○立木
立木の評価は少し複雑です。木の種類と、木の年齢（林齢）から定められている標準価格に、土地の生産力を表す「地味級」※1、立木の密度を表す「立木度」、地理的な条件を表す「地利級」から判断される倍率（定められた倍率）※3をかけて計算されます。

評価額
＝　標準価格※2　×　定められた倍率※3　×　面積　×　0.85

※１　地味級は、樹齢別の１本当たりの平均材積で区分される指標で、上級、中級、下級にわけられます。

※２　例えば秋田県の45年生のスギ、１haの標準価格は21万5,000円です。

※３　定められた倍率は、条件によって異なり、0.03～1.56となります。
また、実地調査によって、倍率を計算する方法もあります。

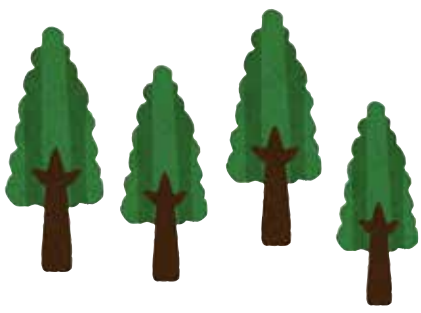

実際の相続時には、税理士さんなどにきちんと相談して、評価していただくことになりますので、おおよその目安として把握しておくとよいでしょう。

2）贈与税

贈与税とは、贈与により財産を得た人に課せられる税です。基礎控除は110万円なので、110万円以下の贈与であれば、税を納める必要はありません。

相続対策として、森林の名義を子どもや孫に移す場合も、贈与となりますので、評価額によっては、税金を納める必要があります。

贈与対象となる財産の評価方法は、前述した相続税の場合とおおむね同じですが、税率など異なる点もたくさんありますので注意が必要です。

自分が引き継いでほしいと考えている相手に、森林を譲り、管理方法などについてもきちんと伝えることができるという点が、生前贈与の長所です。

生前贈与と相続とで、金銭的にどちらが得かは、森林以外の財産の保有状況などで大きく変わりますので、相続が得意な税理士さんに相談してみるとよいでしょう。

3）不動産取得税

不動産取得税は、土地などの不動産の所有権を取得した人に課せられる税です。

森林を取得した場合も、その土地（林地）について、課せられる可能性があります。納める税金は次のように計算されます。

固定資産税の評価額　×　４％

なお、固定資産税の評価額が10万円に満たない場合、不動産取得税を納める必要はありません。

また、前述した「相続税」「贈与税」は国税であり、納税に関する窓口は税務署になりますが、「不動産取得税」は都道府県税なので、窓口は県税事務所になります。

お問合せの際には、ご注意ください。

3　引き継ぐときの相談相手

第２章で触れた相談相手、「森林組合の職員」「市町村の林務担当者」「林業普及指導員」などは、森林管理の技術的な相談に力を発揮しますが、相続・贈与に関する税務や、それに付随する各種届出の相談相手とはなりえません。

それぞれに専門家がおりますので、簡単にご紹介しましょう。

税理士

税務署などへの申告や申請手続きの代行などを業務としています。税に関するスペシャリストとして、相談業務も行っています。

この章で触れた、相続税や贈与税、不動産取得税などについて、具体的な手続きや税額などを知りたいのであれば、税理士に相談するのがよいでしょう。

司法書士

登記や供託に関する手続きの代行や、裁判所・法務局などに提出する書類作成の代行などを業務としています。

相続や贈与により森林の所有権が移転した場合は、登記内容の変更が必要です。また、相続の猶予などについては、家庭裁判所に申請が必要です。このような手続きを、本人が行うのが困難なとき、代行をお願いできるのが司法書士です。

行政書士

官公庁などに提出が必要な、各種書類（遺産分割協議書・森林の土地所有者届出書など）の作成を業務としています。書類作成のみをお願いしたい場合は、行政書士が適切です。

弁護士

依頼人に代わって、法律的な事務をすることを業務としています。弁護士の資格を持っていると、手続きをすれば税理士・司法書士・行政書士の業務もできることになっているので、法律に関する全般的なトラブルの相談先となります。

相続に関して、親族間で紛争が起こりそうな時は、はじめから弁護士に相談するという方法もあります。

秋田県内にもたくさんの税理士・司法書士・行政書士・弁護士の方たちがいらっしゃいます。最近は、事務所でウェブサイトを開設し、業務内容を公開しているところも多くなりました。

同じ資格を保有していても、得意分野は様々です。

事前に下調べをし、可能であれば費用の見積りを数社からとるなどして、最適な相談先を検討するとよいでしょう。

おわりに

森林をきちんと管理するためには、健全な森林に導くための森林生態に関わる知識、収益を見通すための木材販売に関する知識、保安林などの法的な制限に関する知識、土地の所有や引き継ぎに関する税金の知識、補助金などの各種支援施策に関わる知識などなど、非常に広範囲な知識が必要とされます。しかし、現代の森林所有者さんの多くは他に主となる仕事をもち、森林管理にさくことができる時間はごくわずかです。

だからといって、すっかりあきらめて放り出す必要はありません。秋田県のような林業王国には、頼りになる方たちがたくさん存在します。各分野のプロフェッショナルに相談し、疑問を一つ一つ解決していけば、自分なりの森林とのつきあいかたが見えてくるはずです。

純然たる財産として価値を高めていくことも良いでしょう、週末の憩いの場所として少しずつ好きな花を植えるのも良いでしょう。縁あって自分のもとに引き継がれた森林なのですから、ぜひ楽しんで管理に取り組んでいただきたいと思います。

不明な点は、どうぞお近くの林業普及指導員へ！きっと、力になっていただけることでしょう。

森林・林業に関する問合せ先

■林業研究研修センター（研修普及指導室）…… TEL　018-882-4512

■鹿角地域振興局農林部森づくり推進課（林業振興班）…… TEL　0186-23-2275

■北秋田地域振興局農林部森づくり推進課（林業振興班）…… TEL　0186-62-1445

■山本地域振興局農林部森づくり推進課（林業振興班）…… TEL　0185-52-2181

■秋田地域振興局農林部森づくり推進課（林業振興班）…… TEL　018-860-3381

■由利地域振興局農林部森づくり推進課（林業振興班）…… TEL　0184-22-8351

■仙北地域振興局農林部森づくり推進課（林業振興班）…… TEL　0187-63-6113

■平鹿地域振興局農林部森づくり推進課（林業振興班）…… TEL　0182-32-9505

■雄勝地域振興局農林部森づくり推進課（林業振興班）…… TEL　0183-73-5111

引用文献・参考文献

・森林施業プランナー協会（2016）：森林施業プランナーテキスト　改定版
・森林総合監理士基本テキスト作成委員会（2015）：森林総合監理士（フォレスター）基本テキスト
・全国林業改良普及協会（2011）：山林の資産管理術
・（一社）日本林業経営者協会（2017）：林業関係税制ガイドブック　平成29年度版

執　　筆

秋田県林業研究研修センター　研修普及指導室　普及指導班

協力：後条直孝（学校法人コア学園　秋田コア　ビジネスカレッジ）

発　　行

秋田県林業研究研修センター　　（平成30年１月）

これまでの林業普及冊子

No.１　今すぐできるきのこ・山菜栽培 …… 平成10年度発行
No.２　林業経営からみた複層林施業 …… 平成11年度発行
No.３　これからの林業機械 …… 平成11年度発行
No.４　広葉樹を植えよう …… 平成11年度発行
No.５　これからの林業機械（２） …… 平成12年度発行
No.６　風に強い森林を育てる …… 平成12年度発行
No.７　秋田スギの原木乾燥を進めよう …… 平成13年度発行
No.８　森づくり・たくみの人びと …… 平成14年度発行
No.９　わかりやすい山菜類の栽培 …… 平成14年度発行
No.10　“学校教育と連携した森林環境教育の効果的な進め方” …… 平成15年度発行
No.11　森林づくりをサポート森林病害虫の防除法 …… 平成15年度発行
No.12　収益性が高い“低コスト生産”を目指して …… 平成16年度発行
No.13　野外や簡易施設を利用したきのこ栽培 …… 平成17年度発行
No.14　複層林施業マニュアル …… 平成18年度発行
No.15　高性能林業機械の低コスト生産システム …… 平成19年度発行
No.16　21世紀の森づくりを担う君達へ～20世紀の造林者から～ …… 平成19年度発行
No.17　森林環境の保全を考えた森林管理～自然と人との共生の森づくり～ …… 平成20年度発行
No.18　栽培きのこの害菌・害虫防除マニュアル …… 平成21年度発行
No.19　低コストでこわれにくい作業道づくりマニュアル …… 平成22年度発行
No.20　列状間伐と森林の管理 …… 平成23年度発行
No.21　針広混交林化誘導マニュアル …… 平成24年度発行
No.22　スギ人工林の間伐と森林機能 …… 平成25年度発行
No.23　広葉樹林再生の手引き …… 平成26年度発行
No.24　最新の収穫間伐における作業システムと路網 …… 平成27年度発行
No.25　スギの再造林を低コストで行うために …… 平成28年度発行
No.26　森林管理入門 …… 平成29年度発行